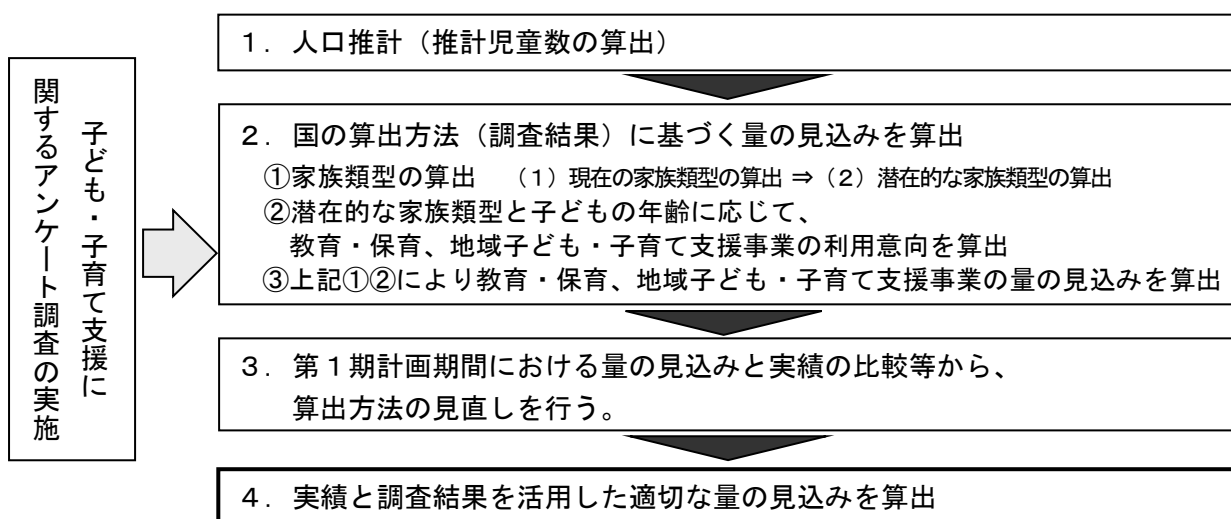


1. 量の見込みの算出等について

1) 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示する算出方法（以下、「国の算出方法」とする。）に沿いつつ、第 1 期計画期間における量の見込みと実績との比較等から算定方法について見直しを行い、以下のようなプロセスを踏まえて算出しています。



■ 国の算出方法が示されている項目

対象事業			認定区分	対象児童
教育・保育	1	教育標準時間認定（幼稚園等※ ¹ ） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳児
	2	保育認定①（幼稚園等※ ¹ ） ＜共働き（保育認定の対象）で幼稚園等を利用する家庭＞	2号（教育）	3～5歳児
		保育認定②（保育所等※ ² ）	2号（保育）	3～5歳児
	3	保育認定③（保育所等※ ² ）	3号	0歳児、1・2歳児
地域子ども・子育て支援事業	4	利用者支援事業		0～5歳児、1～6年生
	5	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳児
	6	放課後児童健全育成事業		1～6年生
	7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライツステイ）		0～5歳児
	8	地域子育て支援拠点事業		0～2歳児
	9	一時預かり事業	幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育	3～5歳児
			その他の一時預かり事業	0～5歳児
	10	病児保育事業		0～5歳児
	11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生

※ 1：幼稚園等とは、幼稚園および認定こども園のうち 1 号認定のこと。

※ 2：保育所等とは、保育所（園）および認定こども園のうち 2・3 号認定のこと。

■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は下記の通りとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

2）推計児童数について

■推計方法

国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研）の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に基づいて推計しています。

社人研データは5年ごとの数値であることから、数値の出てない年度の人口はその前後の数値の間を等倍の変化率で推移するものとし、令和元年4月1日時点の住基データの年齢別内訳の比率に基づいて年齢別人口を按分し、以下のように算出しました。

		実績				推計					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
就学前児童 (人)	0歳	944	980	894	893	927	908	889	870	851	832
	1歳	1,002	930	970	873	906	888	869	851	832	814
	2歳	1,032	982	921	951	987	967	947	927	907	886
	3歳	998	1,015	977	903	937	918	899	880	861	842
	4歳	1,094	981	996	963	1,000	979	959	938	918	898
	5歳	1,056	1,100	979	997	974	962	949	937	924	912
	合計	6,126	5,988	5,737	5,580	5,731	5,622	5,512	5,403	5,293	5,184
就学児童 (人)	6歳(小1)	1,026	1,040	1,099	958	936	924	912	900	888	876
	7歳(小2)	1,087	1,026	1,031	1,088	1,063	1,049	1,036	1,022	1,009	995
	8歳(小3)	1,105	1,080	1,028	1,031	1,007	995	982	969	956	943
	9歳(小4)	1,109	1,105	1,075	1,034	1,010	997	984	972	959	946
	10歳(小5)	1,088	1,108	1,100	1,074	1,048	1,035	1,023	1,010	997	985
	11歳(小6)	1,079	1,088	1,113	1,108	1,081	1,068	1,055	1,042	1,029	1,016
	合計	6,494	6,447	6,446	6,293	6,146	6,069	5,992	5,915	5,838	5,761

※各年度4月1日

3) 家族類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家族類型を算出します。そして、現在の家族類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間:月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間: 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプF	無業×無業

【就学前児童の現在の家族類型と潜在的な家族類型の比率】

家族類型		現在の 家族類型の比率	潜在的な 家族類型の比率
タイプA	ひとり親	5.3%	5.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	29.6%	30.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部)	14.2%	15.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部)	9.5%	12.6%
タイプD	専業主婦(夫)	40.6%	35.5%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.1%	0.1%
タイプE'	パート×パート(いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.2%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.3%	0.1%

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【就学児童の現在の家族類型と潜在的な家族類型の比率】

家族類型		現在の 家族類型の比率	潜在的な 家族類型の比率
タイプA	ひとり親	9.8%	10.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	21.0%	21.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上＋64 時間以上 120 時間未満の一部)	21.0%	20.8%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月 64 時間未満＋64 時間以上 120 時間未満の一部)	17.2%	20.6%
タイプD	専業主婦(夫)	30.9%	26.4%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上＋64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが 64 時間未満＋64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.2%

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

2. 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。また、設定した区域ごとに教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対する「提供体制の確保内容」と「実施時期」を示さなければならないとされています。

本市においては、以下のように教育・保育の提供区域を設定します。

事業		提供区域
教育・保育	幼稚園	市立：小学校区 私立：全市
	保育所（園）	全市
	認定こども園※	市立（1号・2号（教育））：小学校区 市立（2号（保育）・3号）：全市 私立：全市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市
	時間外保育事業（延長保育事業）	全市
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区等
	子育て短期支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	一時預かり事業	幼稚園 市立：小学校区 私立：全市
		保育所（園） 全市
		認定こども園※ 市立（1号・2号（教育））：小学校区 市立（2号（保育）・3号）：全市 私立：全市
		こども広場 全市
	病児保育事業	全市
	子育て援助活動支援事業	全市

※令和元年 月現在、樫原市に市立の認定こども園はありません。実施する場合は上記となります。